

証券コード 3559

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区五番町14番地  
五番町光ビル4F  
株式会社ピーバンドットコム  
代表取締役社長 後藤 康進

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.p-ban.com/corporate/ir/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ピーバン」又は「コード」に当社証券コード「3559」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

**[インターネットによる議決権行使の場合]**

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

**[書面（郵送）による議決権行使の場合]**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午後1時（受付開始：午後0時半）
2. 場 所 東京都千代田区麴町6丁目6番地  
東京消防庁スクワール麴町 3階「錦の間」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
  - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日は午後0時半より受付を開始いたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）においてお知らせいたします。

当社ウェブサイト

<https://www.p-ban.com/corporate/ir/>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

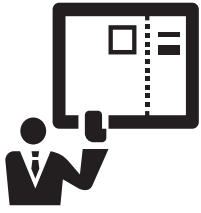
①事業報告

- ・新株予約権に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及びその状況

②計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



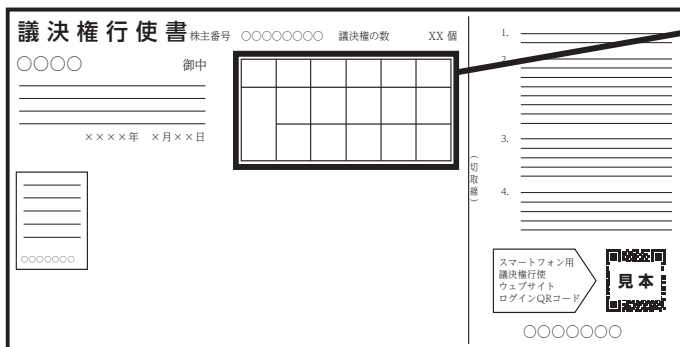
## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2025年6月24日（火曜日） 午後1時（受付開始：午後0時半）</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2025年6月23日（月曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2025年6月23日（月曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
--	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。



# インターネットによる議決権行使のご案内

行使  
期限

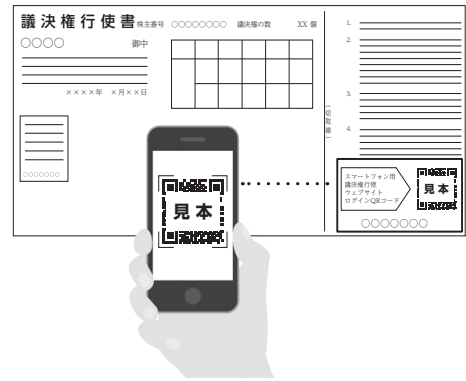
2025年6月23日（月曜日）  
午後6時入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



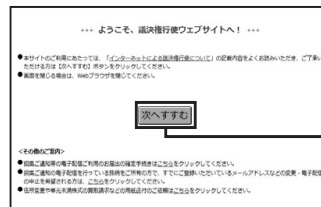
※議決権行使書用紙はイメージです。

# 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

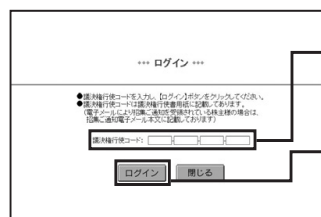
<https://www.web54.net>

**1** 議決権行使ウェブサイト  
にアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

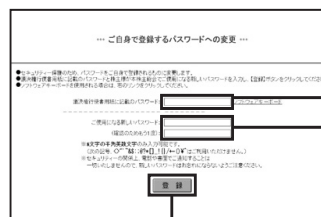
**2** 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力  
ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

**3** 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

**4** 以降は画面の案内に従って賛否  
をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化、エネルギー価格の高止まり、地政学的リスクの高まりなどを背景に、不透明な状況が続きました。一方、電子部品や半導体の供給制約は緩和され、EV・IoTの普及や生成AIの進展などを追い風に、エレクトロニクス業界では新たな成長機会が生まれています。

当社は、こうした外部環境の変化に対応すべく、2024年10月に新たな中期経営計画を策定し、主力であるネット通販「P板.com」を中核としたワンストップソリューション（プリント基板の設計・製造・実装・電子部品調達）の強化を図るとともに、以下の重点施策に取り組みました。

#### ・シェア拡大に向けた取り組み

BtoB-EC市場の拡大を背景に、当社の強みであるEC運営ノウハウとDX推進力を活かし、国内小規模・中堅基板メーカー市場への参入を進めました。その結果、2024年12月末時点で累計取引企業数が3万社を突破しております。

#### ・電子部品調達の自動化

2024年12月より、国内最大級の半導体・電子部品通販サイト「CoreStaff ONLINE」を運営するコアスタッフ株式会社とのAPI連携により、「P板.com」上で部品見積から発注までをワンストップで完結可能な仕組みを構築し、電子部品調達の利便性を一層高めています。

#### ・モノづくりコンサルティング「S-GOK（スゴック）」

2024年6月より開始した本サービスでは、当社の広範なサプライチェーンネットワークを活かし、構想段階から量産フェーズまでの支援を提供。特にスタートアップ企業に対して、迅速かつ実行力のあるサービスを通じて他社との差別化を図っています。

#### ・生成AI技術を活用した「AIハードウェア設計ツール」

2025年3月にリリースした本ツールは、プロンプト入力により必要部品の自動選定・リスト化が可能な機能を提供。ハードウェア設計の敷居を下げ、初心者やソフトウェアエンジニアの参入を促進しました。

・「gene」×「EnerCera®」によるセンサーデモ機開発サービス

日本ガイシ株式会社が開発・製造する世界最薄クラスのリチウムイオン二次電池「EnerCera®」（エナセラ）と当社のセンサーデモ機開発サービス「gene」とのコラボレーションによるセンサーデモ機の開発を開始いたしました。当社はこの開発により、ウェアラブルデバイスやIoT機器市場のさらなる拡大に向けて、短期間かつ低コストのプロトタイピングを実現します。

・北米向け基板ECサイト「PCB Flash」の新規開設

Mitsui Plastics Inc.（本社：米国ニューヨーク州ホワイトプレーンズ、三井物産株式会社（100%出資）、以下MPI）との戦略的パートナーシップを通じ、北米のプリント基板市場に進出しました。日本基準での品質管理や効率的なネット通販の仕組みを活かすことで、高品質・低コストのサービスを提供し、新たな顧客基盤の開拓を目指します。

・名古屋証券取引所メイン市場への重複上場

2025年3月14日から名古屋証券取引所メイン市場に重複上場し、投資家層の拡大と流動性向上を図りました。これにより、投資家層の拡大と株式の流動性向上を図り、より多様なステークホルダーとの対話を促進します。

これらの施策により、販売管理費は成長投資の影響で増加したものの、高付加価値型ビジネスモデルへの集中や業務効率化により、収益性の改善を継続しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,180,578千円（前期比8.2%増）、販売費及び一般管理費は631,729千円（前期比15.6%増）、営業利益は157,193千円（前期比18.3%増）、経常利益は159,295千円（前期比20.2%増）、当期純利益は112,531千円（前期比20.6%増）となりました。

当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- ② 設備投資の状況  
重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。



- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

**(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況**

区 分	第 20 期 (2022年3月期)	第 21 期 (2023年3月期)	第 22 期 (2024年3月期)	第 23 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	1,932,744	2,015,003	2,015,779	2,180,578
経 常 利 益 (千円)	199,020	182,087	132,495	159,295
当 期 純 利 益 (千円)	137,363	92,902	93,275	112,531
1株当たり当期純利益 (円)	28.97	19.52	20.00	24.02
総 資 産 (千円)	1,608,084	1,526,747	1,609,753	1,733,420
純 資 産 (千円)	1,300,924	1,231,208	1,299,381	1,378,098
1株当たり純資産 (円)	268.68	267.46	277.66	293.87

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く市場環境は、EV・IoT・ロボティクスの進展や生成AIの実装領域拡大といった構造的な成長機会が引き続き存在する一方、為替の急激な変動、国際的な政治リスク、サプライチェーンの不確実性など、慎重な対応が求められる局面も継続しています。

こうした状況を踏まえ、当社は中期経営計画のローリング見直しを通じて機動的な経営判断を可能とする体制を維持し、持続的成長と収益性の両立を図ってまいります。引き続き、当社の「長期ビジョンに基づく中期経営計画」を押し進めてまいります。

具体的には、2030年に達成する「誰でも簡単にアイデアさえあればモノが具現化できるサービス（世界）の提供」の実現のため、以下の課題に取り組んでまいります。

##### ①プリント基板EコマースP板.comのシェア拡大

当社の基幹サービスである「P板.com」においては、国内で約1兆6千億円規模とされる電子回路基板・実装基板の市場に対し、さらなるシェア拡大の余地があると認識しております。これに対応するため、当社が創業から培ってきた自動化されたWebシステム等の「仕組み」の高度化に加え、営業担当者による人的アプローチを融合させたハイブリッドな顧客対応体制を強化し、サービス利用の促進を図ってまいります。

また、利便性の向上と業務プロセスの高速化に取り組めます。UI/UXの刷新、リアルタイム見積の高度化、電子部品調達プロセスのさらなる自動化など、利用者の期待を超えるサービス提供を目指してまいります。

R&D領域では、AIによる設計支援や製造前チェックの自動化、サーバーデータ解析の効率化など、データと技術を融合した製品力の強化を進めています。マレーシア科学大学との連携や、自社GPUサーバーによるビッグデータ解析などを通じて、設計工程の革新と品質向上を両立します。

さらに、各種サービス改善を進め、ほぼすべての顧客が利用いただく基板製造サービスを軸に、プリント基板作製の前後工程にあたる基板設計サービス、部品実装サービスを併せてご利用いただき、クロスセルでの収益向上を図ります。

お客様、提携基板メーカーの双方にとってより良いプラットフォームが提供出来るよう引き続き努めてまいります。

## ②開発・量産支援サービスの拡販

事業基盤のさらなる拡大を図るうえで、電子機器の一括受託生産を含む開発・量産支援サービス「S-GOK（スゴック）」の拡販は引き続き重要な施策です。当サービスでは、ソフトウェア開発をはじめ、量産化に向けた部材調達・組立・検査などの工程を一括で支援することで、顧客の開発負担軽減とリードタイムの短縮に貢献しております。

前期より開始したコンサルティングサービスは、製品企画初期の構想整理や要件定義といった上流支援のニーズに対応するものです。この取り組みにより、新規案件の獲得件数も堅調に推移しており、受託開発と受託生産との相乗効果によって収益性の向上にもつながっております。

今後も、顧客の事業化プロセス全体を支える付加価値の高い支援体制を整備し、ストック型の案件蓄積とともに、持続的な成長に向けた基盤強化を進めてまいります。

## ③第3の事業の柱の探索と種蒔き

当社はプリント基板Eコマースをコア事業として、売上規模を拡大してまいりました。当社が目指す「誰でも簡単にアイデアさえあればモノが具現化できるサービス（世界）の提供」のためには、より広範な事業展開が必要で、既存事業分野の拡大に加え、新規事業分野の探索活動を両立させる「両利きの経営」での拡大が重要と考えております。

既存サービスの収益で蓄積した内部留保の活用で、外部企業との提携などを通じて、自社の資源のみでは実現に時間を要する事業展開を目指します。

新規事業分野の候補には、企業パーパスの「アイデアと探求心で、“あたりまえ”を革新する。」を念頭におき、長期的な経営環境の変化を見据えて、サステナビリティ課題への対応も考慮に入れながら選定し、企業成長と社会課題解決の同時追求、持続性あるビジネスモデルの構築を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
プリント基板のEコマースP板.com	プリント基板の設計・製造・部品実装等のサービスをEコマースで提供します。プリント基板とは、自動車、テレビ、スマートフォン、医療機器など、電気で動くあらゆる電子機器に搭載される基幹部品です。

(6) **主要な営業所及び工場** (2025年3月31日現在)

本	社	東京都千代田区五番町14番地 五番町光ビル4F
---	---	-------------------------

(7) **従業員の状況** (2025年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40 (5) 名	5名増 (1名増)	39.33歳	5.62年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は、年間の平均人員を ( ) に外数で記載しております。  
2. 当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

名古屋証券取引所メイン市場への上場について

2025年3月14日付けで、当社は名古屋証券取引所メイン市場へ上場いたしました。なお、今回の上場に伴い当社は現在上場している東京証券取引所スタンダード市場との重複上場になります。

## 2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 18,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,987,606株

(3) 株主数 4,590名

### (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 イ ン フ ロ ー	1,554,000株	33.14%
田 坂 正 樹	479,707	10.23
楽 天 証 券 株 式 会 社	149,000	3.18
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	59,200	1.26
後 藤 康 進	56,118	1.20
株 式 会 社 石 内 地 所	50,000	1.07
丹 波 和 之	44,000	0.94
株 式 会 社 S B I 証 券	31,115	0.66
DEUTSCHE BANK AG, FRUNKFURT CLT4000000	30,000	0.64
前 島 稔	30,000	0.64

(注) 1. 当社は、自己株式を298,223株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	8,243株	3名
監査等委員である取締役	3,056株	3名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. (5) ② 当事業年度に係る報酬等の総額」に記載しております。

2. 当社は、2024年7月10日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月8日付で取締役 (社外取締役を除く) 3名ならびに社外取締役3名に対し、自己株式11,229株の処分を行っております。

- (6) **その他株式に関する重要な事項**  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況

(1) **取締役の状況** (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 ファウンダー	田 坂 正 樹	ゲンダイエージェンシー(株) 社外取締役 シリウスビジョン (株) 社外取締役 (株)ワークポート 社外取締役
代表取締役社長	後 藤 康 進	
取締役 ( C H R O )	上 田 直 也	管理部門管掌、人事・総務部長
取締役 (常勤監査等委員)	赤 崎 鉄 郎	
取締役 (監査等委員)	櫛 木 一 男	(株)アズーム 社外取締役
取締役 (監査等委員)	森 博 司	(株)IR Robotics 監査役 ポストラス(株) 常勤監査役

- (注) 1. 取締役赤崎鉄郎氏、取締役櫛木一男氏、及び取締役森博司氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査人と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、赤崎鉄郎氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 常勤監査等委員赤崎鉄郎氏、監査等委員櫛木一男氏、及び監査等委員森博司氏は、以下のとおり、監査等委員として相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査等委員赤崎鉄郎氏は、東証一部上場企業グループの取締役、監査役を歴任し、経営に関する豊富な経験と相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査等委員櫛木一男氏は、金融機関にて経営職を歴任後、上場企業の常勤監査役として、経営と財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査等委員森博司氏は、証券会社における実務経験と上場企業の監査役としての経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、独立役員全員は、親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等には該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断しております。経営の方針や経営改善について自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、積極的に助言を行うこと、取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることに努めております。

- (2) **事業年度中に退任した取締役**  
該当事項はありません。

(3) **責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

す。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役監査等委員が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防衛費用の損害を填補することとしております。

当保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当社社外取締役監査等委員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (5) 取締役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### 1. 報酬決定に関する基本方針

- 1.1 報酬構成や報酬内容の決定は、取締役会の監督機能発揮のための重要な機能である。
- 1.2 持続的成長及び中長期的企業価値の創出に対する適切な動機付けとなっていること。
- 1.3 会社運営や会社業績への貢献にふさわしい公正公平な報酬であること。
- 1.4 社内外のステークホルダーへの貢献を考慮し、その役位や職責にふさわしい公正公平な報酬であること。
- 1.5 上場企業として当社の規模や属する業界の水準を考慮し、妥当性のあるふさわしい水準の報酬構成や報酬内容であること。
- 1.6 報酬構成及び区分ごとの報酬総額の年額上限の限度額等について

は、株主総会での関連議案の決議事項に準ずる。

## 2. 報酬の構成やその内容に関する決定方針

2.1 報酬は、固定報酬（定期定額報酬）と非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の構成とし、上記「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき決定する方針とする。

2.2 固定報酬の算定方法の決定に関する方針は以下とする。

上記「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき、取締役会は独立社外取締役を議長とする指名・報酬委員会に役員報酬を諮問する。

指名・報酬委員会は、「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき、決算月後の業績結果を踏まえた経営状況と取締役としての貢献や職位に関する期待を踏まえた個人考課を評価の上、個人別固定報酬案を作成し取締役会に答申する。取締役会は6月定時株主総会後の臨時取締役会で個人別固定報酬に関して該答申に基づき審議の上決議する。

2.3 非金銭報酬の算定方法の決定に関する方針は、以下とする。

上記「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき、取締役会は独立社外取締役を議長とする指名・報酬委員会に諮問する。指名・報酬委員会は、「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき、決算月後の業績結果を踏まえた経営状況と市場の評価である株価動向及び取締役としての貢献や職位に関する期待を踏まえた個人考課を評価の上、個人別非金銭報酬案を作成し取締役会に答申する。取締役会は、定時株主総会の日から1月を経過する日までに、個人別非金銭報酬に関して該答申に基づき審議の上決議する。交付は、その決議の日から1月を経過する日までとする。なお、非金銭報酬の報酬全体に対する割合は、上記「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき妥当性のある割合とすべく取締役会で決議する。

非金銭報酬の割当については、以下の通り。

2.3.1 対象取締役は、原則として3年間（当社取締役会にて定める期間であり、以下、「譲渡制限期間」という。）、当社譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為を行うことができない。

2.3.2 当社は対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員並びに使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。また、本割当株式の



うち、譲渡制限期間が満了した時点において、下記2.3.3記載の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

2.3.3 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員並びに使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

2.3.4 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### 3. 報酬を与える時期の決定方針

固定報酬については、每期6月定時株主総会後の臨時取締役会で取締役会決議をもって翌月の7月以降の報酬額を決定し与える。非金銭報酬については、定時株主総会の日から1月を経過する日までに、個人別非金銭報酬に関して該答申に基づき審議の上決議する。交付は、その決議の日から1月を経過する日までとする。

### 4. 個人別の報酬等の内容についての決定の方法

上記「2.報酬の構成やその内容に関する決定方針」にて記載のとおり、取締役会は独立社外取締役を議長とする指名・報酬委員会に諮問する。指名・報酬委員会は、当該期の業績結果を踏まえた経営状況、市場評価である株価動向及び取締役としての貢献や職位に関する期待を踏まえた個人考課等を基に個人別評価の報酬案を作成し、取締役会に答申する。取締役会は該答申に基づき、株主総会での関連議案の決議事項に準じて審議の上決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の 総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	63 (-)	60 (-)	3 (-)	3 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14 (14)	12 (12)	1 (1)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	78 (14)	73 (12)	4 (1)	6 (3)

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第16回定時株主総会において、年額200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、3名(うち、社外取締役は0名)です。

また、報酬限度額の枠内で、2018年6月28日開催の第16回定時株主総会において、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬の総額を年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、3名(うち、社外取締役は0名)です。

2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第16回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。各取締役(監査等委員)の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議にて決定するものとしております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は3名)です。

また、報酬限度額の枠内で、2018年6月28日開催の第16回定時株主総会において、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬の総額を年額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は3名)です。

3. 2018年6月28日開催の第16回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)、及び取締役(監査等委員)に対する譲渡制限付株式報酬で発行される普通株式の総数を年24千株以内と決議しております。

4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は事業報告「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役 (常勤監査等委員)	赤 崎 鉄 郎	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また監査等委員会15回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に事業経営に関する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、経営体制の強化に関する監督・助言を行うなど、当社意思決定において妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。さらに、指名・報酬委員会の議長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 (監査等委員)	櫛 木 一 男	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また監査等委員会15回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に企業統治に関する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、経営体制の強化に関する監督・助言を行うなど、当社意思決定において妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。さらに、指名・報酬委員会のメンバーとして、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員)	森 博 司	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また監査等委員会15回の全てに出席いたしました。豊富な実務経験に基づき、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に金融業界に関する経験・知見に基づく観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、経営体制の強化に関する監督・助言を行うなど、当社の意思決定において妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。さらに、指名・報酬委員会のメンバーとして、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置付けています。企業価値向上のための内部留保とバランスを図りながらも利益還元に向けるキャッシュフローの確保に努め、安定的かつ継続的に業績に見合った成果を配当することを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、実質的な期末配当の決定機関は株主総会としております。

また、自己株式の取得も株主への有効な利益還元の一環として、株価動向や財務状況を勘案しながら適切に実施しております。内部留保資金につきましては、財務体質の安定強化と将来の成長につながるマーケティング、新規事業、人材への投資等に充当し、収益の向上を図ってまいります。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>1,481,834</b>	<b>流動負債</b>	<b>341,253</b>
現金及び預金	1,137,609	買掛金	218,727
電子記録債権	316	未払金	47,759
売掛金	320,093	未払費用	14,827
商品	14,484	未払法人税等	32,683
前払費用	10,096	未払消費税等	20,656
その他	1,381	預り金	2,887
貸倒引当金	△2,146	賞与引当金	2,982
<b>固定資産</b>	<b>251,585</b>	その他	730
<b>有形固定資産</b>	<b>10,002</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,067</b>
建物附属設備	5,653	退職給付引当金	14,067
機械及び装置	65	<b>負債合計</b>	<b>355,321</b>
工具、器具及び備品	4,284	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>55,114</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,378,061</b>
ソフトウェア	54,946	資本金	181,418
その他	168	資本剰余金	147,418
<b>投資その他の資産</b>	<b>186,467</b>	資本準備金	147,418
投資有価証券	110,469	<b>利益剰余金</b>	<b>1,233,249</b>
保険積立金	42,636	利益準備金	8,500
破産更生債権等	154	その他利益剰余金	1,224,749
長期前払費用	2,532	繰越利益剰余金	1,224,749
繰延税金資産	18,215	<b>自己株式</b>	<b>△184,024</b>
その他	12,614	新株予約権	37
貸倒引当金	△154	<b>純資産合計</b>	<b>1,378,098</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,733,420</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,733,420</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,180,578
売 上 原 価		1,391,655
売 上 総 利 益		788,922
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		631,729
営 業 利 益		157,193
営 業 外 収 益		
協 賛 金 収 入	2,521	
受 取 手 数 料	495	
受 取 利 息	604	
補 助 金 収 入	992	
そ の 他	706	5,321
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	199	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,842	
そ の 他	176	3,218
経 常 利 益		159,295
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,831	3,831
税 引 前 当 期 純 利 益		155,464
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,644	
法 人 税 等 調 整 額	△3,711	42,932
当 期 純 利 益		112,531

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社ピーバンドットコム

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田村 仁

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーバンドットコムの2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読

し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するた



めのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月24日

株式会社ピーバンドットコム 監査等委員会

常勤監査等委員 赤 崎 鉄 郎 (印)

監 査 等 委 員 櫟 木 一 男 (印)

監 査 等 委 員 森 博 司 (印)

(注) 常勤監査等委員赤崎鉄郎及び監査等委員櫟木一男並びに森博司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業価値向上のための内部留保とバランスを図りながらも利益還元に向けるキャッシュフローの確保に努め、安定的かつ継続的に業績に見合った成果を配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当社業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき普通配当10円  
なお、この場合の配当総額は、46,893,830円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月25日

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会が、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日） 取締役会出席状況	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<small>た さ か ま さ き</small> 田坂正樹【再任】 (1971年6月13日生) 取締役会出席状況 100% (22回/22回)	1995年4月 (株) ミスミ (現：(株) ミスミグループ本社) 入社 2000年4月 (株) ブレイク・フィールド社 取締役 2002年4月 当社設立、代表取締役 2011年7月 g c ストーリー(株) 取締役 2021年6月 ゲンダイエージェンシー(株) 社外取締役（現任） 2022年6月 (株) ジンジブ社外取締役 2023年6月 当社取締役会長ファウンダー（現任） 2024年3月 シリウスビジョン(株) 社外取締役（現任） 2024年9月 (株) ワークポート 社外取締役（現任）	479,707株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> 田坂正樹氏は、高い先見性から日本初のプリント基板ネット通販のビジネスモデルを創出し、当社創業以来、代表取締役として経営を指揮してまいりました。昨年度からは取締役会長ファウンダーとして、主に新規事業の創出に力を注いでおります。今後も経営の重要事項に関する意思決定及び業務執行に対する監督責任の役割を担うとともに、新規事業の開拓において企業価値向上を強く推し進めることができるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日） 取締役会出席状況	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ごとうやすのぶ <b>後藤康進【再任】</b> (1977年2月11日生) 取締役会出席状況 100% (22回/22回)	2004年11月 当社入社 2011年4月 当社COO (事業統括) 2015年6月 当社取締役COO兼マーケティング・営業部長 2018年4月 当社取締役COO兼営業事業部長 2021年6月 当社取締役COO兼営業事業部長、事業部門管掌 2023年6月 当社代表取締役社長 (現任)	56,118株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 後藤康進氏は、当社の最高執行責任者として長年にわたり事業全般を統括し、昨年度には代表取締役社長に就任、一貫して収益拡大のための事業基盤構築に貢献するとともに、企業価値向上に資する様々な課題に取り組んでまいりました。その実績、経験から、当社のさらなる事業成長には同氏の強いリーダーシップが必要不可欠であると判断し、取締役候補者いたしました。			
3	うえだなおや <b>上田直也【再任】</b> (1982年5月22日生) 取締役会出席状況 90.9% (20回/22回)	2011年3月 当社入社 2015年6月 当社取締役CFO兼管理部長 2021年6月 当社取締役CFO、管理部門管掌 2023年4月 当社取締役CFO兼人事・総務部長、管理部門管掌 2024年6月 当社取締役CHRO兼人事・総務部長、管理部門管掌 (現任)	21,006株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 上田直也氏は、当社の最高財務責任者として当社の健全な運営と成長を支えてまいりました。財務・経理のほか、管理全般、ITの観点からバランスの良い知見を有しております。その実績及び経験から当社の持続的な企業価値向上のためには、同氏の貢献が必要不可欠であると判断し、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、2025年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役赤崎鉄郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
よしの こういち 吉野 功一【新任】 (1962年12月19日生)	1985年4月 丸紅(株)入社 2018年6月 Kyoto Robotics株式会社入社、 同社内部監査室長 2019年5月 ミネベアミツミ株式会社 社外常 勤監査役 2024年5月 株式会社SFIDAX 社外常勤監査 役	0株
<p>【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>吉野功一氏は、総合商社において長年にわたる海外勤務と総経理としての実務経験を重ねた後、内部監査（公認内部監査人資格(CIA)取得）に従事するなど、財務・会計およびガバナンスに関する高度な専門性を備えておられます。また、上場企業の監査役職の職務を通じて、経営視点で幅広い知見をお持ちです。当社においては、これらの知見を活かし、内部統制の的確な評価、リスクマネジメント体制の整備、そして取締役会への建設的な提言を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に寄与いただけるものと考え、社外取締役（監査等委員）候補者として選任いたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、2025年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 吉野功一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、監査等委員全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告「3. (3) 責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりです。吉野功一氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。
6. 吉野功一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

【ご参考：取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス】

第2号及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

【保有スキル基準】 ○：保有する知見、経験

◎：特に期待する知見、経験

氏名	承認可決後の地位・役職(予定)	主な専門性					
		企業経営	財務会計	人財開発	マーケティング	DX/IT	ガバナンス

【取締役】

田坂 正樹	取締役会長 ファウンダー	◎			◎	○	○
後藤 康進	代表取締役 社長	◎		○	◎	◎	○
上田 直也	取締役CHRO		◎	◎		○	◎

【監査等委員である取締役】 \*は独立役員

吉野 功一	常勤監査等委員 (* )	◎	○			○	◎
櫛木 一男	監査等委員 (* )	◎	○				◎
森 博司	監査等委員 (* )	○	◎				◎



【スキルマトリックス各項目の選定理由】

スキル項目	選定理由
企業経営	グローバル社会・経済の急激な変貌、DX化の進展、IT関連技術の進歩等変化の激しい時代において、ハードウェアのEC企業である当社にとって、企業経営の難易度は高まってきている。事業動向への先見性や成長戦略策定能力そして適切かつ妥当な経営判断の能力を有する経験豊富な多様性のある取締役陣が必要である。
財務会計	健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、正確な財務報告と共に成長投資（人財投資、DX/IT投資、M&A戦略投資等）の推進と株主還元強化を実現する確かな財務会計・M&Aの見識を有する取締役陣が必要である。
人財開発	人財こそが持続的な成長につながる価値を創造する源泉であると捉え、社員の挑戦や自己実現を支援する人事制度改革・人財開発・健康経営および人財登用等の分野での確かな知識や経験を有する取締役陣が必要である。
マーケティング	当社は、プリント基板等のハードウェアを扱うEC企業であることから、データ収集、解析、活用等における様々なマーケティング分野のスキルや見識を有する取締役陣が必要である。
DX/IT	当社は、EC企業として、またユーザーの思いを実現する「GUGENプラットフォーム」構築のために、DX化の進展やIT関連技術の進歩には極めて敏感かつ高いアンテナを持っていなければならない。当社の取締役陣もDX/IT関連に高い見識が必要である。今後とも本スキル分野は役員レベルでも強化していく予定である。
ガバナンス	上場会社として健全で持続的な成長を維持してゆくためには、取締役陣としてガバナンスは最重要である。また、当社の臨む市場は日進月歩の技術革新の中にあり、常にチャレンジ精神を発揮すべきステージであるため、そのリスクマネジメント力は取締役陣として必須のスキル要素である。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年6月27日開催の第21回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された豊田賢治氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされております。つきましては、監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
とよた けんじ 豊田 賢治 (1971年8月2日生)	2001年10月 弁護士登録 2004年06月 当社監査役 2006年01月 東京桜橋法律事務所開設 代表弁護士(現任) 2012年06月 (株)ヤマダコーポレーション監査 役 2020年04月 第二東京弁護士会 副会長 (重要な兼職の状況) 東京桜橋法律事務所 代表弁護士	0株

#### 【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

豊田賢治氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏が法律の専門家として豊富な知見を有しており、当該知見を生かして特に法令やコンプライアンスの観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を期待するためであります。また、2004年から2012年の8年間、当社の社外監査役を務めております。当社事業を熟知し、法律の専門家としての見識を持つ同氏は、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を維持するにおいて適任であると考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 豊田賢治氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 豊田賢治氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険料の内容の概要は、事業報告「3.(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。豊田賢治氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 豊田賢治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、独立役員とする予定であります。

以上

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町6丁目6番地

東京消防庁スクワール麹町 3階「錦の間」



## 【交通のご案内】

J R 四ツ谷駅「麹町口」より徒歩約1分

東京メトロ（丸ノ内線）四ツ谷駅1番出口より徒歩約3分

東京メトロ（南北線）四ツ谷駅3番出口より徒歩約3分

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。